㈡　定義
この法律において、「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいうこととした。（第二条関係）

2　古典の日
㈠　国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設けることとした。（第三条第一項関係）
㈡　古典の日は、一一月一日とすることとした。（第三条第二項関係）
㈢　国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすることとした。（第三条第三項関係）
㈣　国及び地方公共団体は、㈢のほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとすることとした。（第三条第四項関係）

3　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（法律第八二号）（厚生労働省）

1　総則
㈠　目的
この法律は、食品を介してポリ塩化ビフェニル等を摂取したこと等を原因とする特殊な健康被害その他のカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国、関係地方公共団体、原因事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに基本指針の策定について定めるとともに、カネミ油症患者に関する施策の基本となる事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）
㈡　定義
(1)　この法律において「ポリ塩化ビフェニル等」とは、ポリ塩化ビフェニル及びこれに由来するダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）をいうこととした。（第二条第一項関係）
(2)　この法律において「カネミ油症」とは、昭和四三年に九州地方を中心に発生したポリ塩化ビフェニル等が混入した食用油の摂取等を原因とする健康被害が生じた事件（以下「カネミ油症事件」という。）における当該摂取等を原因として発生した疾患をいうこととした。（第二条第二項関係）
(3)　この法律において「カネミ油症患者」とは、カネミ油症にかかった者をいうこととした。（第二条第三項関係）
(4)　この法律において「原因事業者」とは、カネミ油症が生ずる原因となった食用油を製造した事業者をいうこととした。（第二条第四項関係）
㈢　基本理念
カネミ油症患者に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）
(1)　カネミ油症患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切なカネミ油症に係る医療を受けることができるようにするとともに、カネミ油症患者の生活の質の維持向上が図られるようにすること。
(2)　カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させること。
(3)　カネミ油症患者に関する施策を推進するに当たっては、カネミ油症患者及びその家族（以下「カネミ油症患者等」という。）の人権が尊重され、カネミ油症患者等がカネミ油症患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとすること。
(4)　原因事業者に対し国が行う支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として、行われるものとすること。
㈣　国の責務
国は、㈢の基本理念にのっとり、カネミ油症患者に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）
㈤　関係地方公共団体の責務
関係地方公共団体は、㈢の基本理念にのっとり、カネミ油症患者に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）
㈥　原因事業者の責務
原因事業者は、カネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を誠実に行うとともに、国及び関係地方公共団体が講ずるカネミ油症患者に関する施策に協力する責務を有することとした。（第六条関係）
㈦　国民の責務
国民は、カネミ油症に関する正しい知識を持ち、カネミ油症患者等がカネミ油症患者等であることを理由に差別されないように配慮するよう努めなければならないこととした。（第七条関係）

2　基本指針
㈠　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定しなければならないこととした。（第八条第一項関係）
㈡　基本指針は、次に掲げる事項について定めることとした。（第八条第二項関係）
(1)　カネミ油症患者に関する施策の基本的な方向
(2)　原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復の支援に関する事項
(3)　カネミ油症患者の健康状態の把握に関する事項
(4)　カネミ油症の診断基準の見直し並びに調査及び研究に関する事項
(5)　カネミ油症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
(6)　カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集及び提供を行う体制の整備並びにカネミ油症患者等に対する相談支援の推進に関する事項
(7)　その他カネミ油症患者に関する施策に関する重要事項
㈢　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することとした。（第八条第三項関係）
㈣　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととした。（第八条第四項関係）

3　基本的施策
㈠　医療費の支払等の支援
国は、カネミ油症患者が必要に応じ適切なカネミ油症に係る医療を受け、その他カネミ油症患者がカネミ油症事件に係る被害の回復を図ることによりその生活の質を維持向上させることができるよう、原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を支援するために必要な施策を講ずることとした。（第九条関係）
㈡　健康状態の把握
国は、カネミ油症に関する調査及び研究を推進するため、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずることとした。（第一〇条関係）
㈢　診断基準の見直し並びに調査及び研究の促進等
国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずることとした。（第一一条関係）